

盛岡市暴力団排除条例（案）について

平成27年2月16日

市 民 部

1 制定の趣旨

暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のために講ずる措置その他市の施策について必要な事項を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって安全で平穏な市民生活を確保しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 定義

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

ウ 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(2) 基本理念

暴力団排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識し、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して金品その他の財産上の利益を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体相互の連携及び協力の下に推進されなければならないものとする。

(3) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を推進するものとし、暴力団排除に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

(4) 市民及び事業者の責務

市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

(5) 市民及び事業者に対する支援

市は、市民及び事業者が暴力団排除に関する活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(6) 普及啓発

市は、市民及び事業者が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団排除に関する知識の普及啓発を行うものとする。

(7) 公の施設の使用の不許可等

市長、教育委員会及び指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができるものとする。

(8) 利益付与処分に関する措置

市長、地方公営企業の管理者、教育委員会（以下「市長等」という。）及び指定管理者は、次に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分（(7)並びに(9)イ及びオに規定する処分並びに法律（これに基づく命令を含む。）、県の条例若しくは規則又は市の他の条例若しくは規則の規定により暴力団排除の措置が講じられている処分を除く。以下「利益付与処分」という。）をしないものとし、利益付与処分を受けた者が暴力団員等に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができるものとする。

ア 暴力団員

イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

ウ 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの

エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（ウに該当するものを除く。）

(9) 市の財産の貸付け等の禁止

市長等は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある場合には、暴力団員等に対し、次に掲げる処分等をしないものとする。

ア 行政財産を貸し付け、又は私権を設定すること。

イ 行政財産の使用の許可

ウ 普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは私権を設定し、又は信託をすること。

エ 物品を貸し付け、交換し、売り払い、又は譲与すること。

オ 基金に属する財産を公有財産の例により管理し、又は処分すること。

(10) 市の事務又は事業における措置

市長等は、契約に係る事務その他市の事務又は事業において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員等を契約の相手方としないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

(11) 意見聴取

市長等は、(7) から(10)までの規定に基づく措置を講じようとするときは、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されるかどうか及び当該措置の対象となる者が暴力団員等であるかどうかについて、岩手県警察本部長の意見を聴くことができるものとする。

3 施行期日

平成27年4月1日